

平成 24 年度和光市自立支援協議会提言書に対する市の対応（H25.6 現在）

### 提言 1 権利擁護センターの早期設置

障害のある方が自立した生活を送るためには、成年後見制度の活用は不可欠です。しかしながら、成年後見制度の認知度が低く制度の利用が進まない状況です。

したがって、成年後見制度の啓発と相談、申立て手続き等の総合的な支援窓口となる「権利擁護センター」を市が主体となって早期に設置することを提言します。

#### 【対応】

権利擁護センターには、相談機能と研修機能が求められます。相談機能には福祉サービス、財産管理だけでなく、悪質な契約行為などに対応する場合もあり、相談員は専門的な法律の知識が必須です。また、研修機能は市民後見人の育成があります。市民後見人の活動は日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない難易度の低いケースの対応となりますが、育成においては、上記の基本的事項を研修する必要があります。

そのため、センター設置については、弁護士協会、司法書士会や社会福祉士会等との連携ができ、講師派遣ができる関係性を持っている団体等への委託を含めて検討します。

### 提言 2 グループホーム・ケアホームの設置補助金の創設

グループホーム・ケアホームの設置は、長年の課題となっていますが、なかなか進まないのが現状です。市内にグループホーム・ケアホームを増やしていくには、事業者が設置しやすいような優遇措置や財政的支援が必要です。

そのために、グループホーム・ケアホームの設置補助金の創設を提言します。

### 提言3 短期入所について4市レベルで協議するよう各市に提案すること

短期入所（ショートステイ）の施設は、近隣では、「すわ緑風園（和光市）」、「あさか向陽園（朝霞市）」の2施設がありますが、施設入所を待っている方や中長期で利用している方も多く、予約が埋まっているため、短期入所での利用が困難な状態にあります。

短期入所の施設を、和光市単独の新設だけでなく、広域的な整備が必要なことや、また短期入所を行う事業者も無いことから、具体的な解決策が無いのが現状です。

つきましては、和光・朝霞・新座・志木の4市で、短期入所についての課題を協議し、課題解決に向けての取り組みを実施していくことを提言します。

### 提言4 駅北口開発におけるチャレンジドが集まれる場所の提供

チャレンジドのなかには、日中に行くところがなく、ずっと家にこもってしまっている人がいます。市内には、和光市社会福祉協議会が運営する、寄り合いどころ「たまりば」があり、チャレンジドを含む地域住民が気軽に立ち寄れる憩いの場となっています。「たまりば」のような場所が地域に増えていくことが望ましいと考えます。

ふくし環境部会では、「日中活動の場の確保」の課題を検討の中で、事例研究として志木市にある「わいわいサロン」の見学に行きました。「わいわいサロン」は、志木駅から近く絶えず人通りがある場所に立地されていて、リサイクルショップ、障害者を含む市民が集える場、障害者の就労の場として機能しています。

和光市にも駅の近くにチャレンジドが集まれる場があることが望ましいので、駅北口開発に際し、チャレンジドが集まれる場所を提供することを提言します。

#### 【提言2～4への対応】

今回実施しました障害福祉のアンケート調査から、課題の必要量（ニーズ量）とサービス供給量を精査した中で各提言について検討してまいります。

### 提言5 多様な雇用形態によるチャレンジドの雇用機会の拡大

チャレンジドが自立した生活を送るためには、就労を支援していくことが必要です。しかし、雇用の機会や実習の機会が少なく、チャレンジドが仕事をしたくても、仕事をする場所がないという課題があります。

和光市では、障害者枠を設けて新規採用職員試験を実施していますが、正規職員（一般就労）だけではなく、雇用の機会や実習の機会を設ける必要があると思います。

つきましては、短時間での就労など雇用形態を工夫してチャレンジドの働く機会を作るとともに、チャレンジドが実習できる機会の創設を提言します。

#### 【対応】

今回実施しました障害福祉のアンケート調査を精査し、障害ごとの就労環境や、短時間就労などの雇用形態を検討し、障害者一人ひとりに沿った個別アセスメントシステムを構築し、市、企業、社会福祉法人及びNPO法人などでチャレンジドが実習できる機会を創設できるよう努めます。

### 提言6 就労支援員の増員

チャレンジドが就労するには、企業を訪問し、障害者雇用についての理解・啓発を行い、仕事を開発していくことが必要です。しかし、現在は和光市障害者就労支援センターの就労支援員が1名のため、企業開拓まで行えていないのが実情です。

つきましては、和光市障害者就労支援センターを強化を図るため、就労支援員の人員を増やすことを提言します。

#### 【対応】

本年6月の改正障害者雇用促進法の成立に伴い、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供義務、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることが明記されております。

また、精神障害者の雇用義務付けが、5年後の2018年4月1日からの施行となることから、昨年度から相談業務の増加傾向が見られています。

そのため、和光市障害者就労支援センターの就労支援員の増員を目指します。